

くらしの安心情報

情報ファイル NO.147

平成 26 年 10 月 14 日

一人暮らしの高齢の母が、以前に勧誘を断った訪問販売の業者から再び勧誘され、床下改修工事の契約をしていました。解約したいのですが…。

相談内容

【相談者 60代 女性】

一人暮らしの高齢の母が、訪問販売で床下改修工事の契約を3日前にしていたことが、ヘルパーの来訪時にわかりました。母は、昨年も同じ業者と同様の契約をしており、その際には、クーリング・オフと併せて再勧誘を断る旨の通知を出しています。解約できるでしょうか…。

対処方法

この相談のように、一人暮らしの高齢者などが、訪問販売の再勧誘を断ったにもかかわらず、再度、同じ業者から同様の勧誘を受けたという相談が寄せられています。

- ・ 相談者には、クーリング・オフ期間中(*)なので、クーリング・オフ通知を送付するよう助言しました。
- ・ なお、訪問販売では、事業者は「契約をしない」旨の意思を示した消費者に対し、その契約について再勧誘することは法律で禁止されています。
- ・ 一人暮らしの高齢者や判断力が不十分な方を悪質な勧誘から守るためには、日頃から家族や民生委員など周りの方々で見守ることが大切です。

万トラブルに気付いたら、早めに市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。

(*) 契約書面を受取った日から8日以内であれば、無条件で契約解除ができます。

(クーリング・オフ期間が過ぎても、勧誘方法や契約内容に問題があれば、解約できる場合があります。)



以前、断ったのに…。



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は…

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890